

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条3項の規定に基づいて、令和6年1月31日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付決定処分のうち、請求人の心臓機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、より上位の等級への変更を求めるものと解される。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分の変更を求めている。

本件診断書では3級の判定だったにもかかわらず、本件処分では4級となっている。それまでは1級であり、3段階も下がったため、再審を願いたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和6年11月18日	諮問
令和7年 2月17日	審議（第97回第1部会）
令和7年 3月21日	審議（第98回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 障害程度の再認定と手帳の再交付

ア 法施行令6条1項は、法15条4項の規定により手帳を交付する場合に、知事は、その障害程度に変化が生じることが予想される等必要があると認められるときは、手帳の交付とともに、法17条の2第1項の規定による市町村（法9条1項の規定により、特別区を含む。）の診査を受けるべき旨を、申請者に対して文書で通知しなければならないとする。

法施行令7条は、当該診査を行った市町村長（法9条8項の規定により、特別区の区長を含む。以下同じ。）は、診査により、手帳の交付を受けた者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、その旨をその者の居住地の知事に通知しなければならないとし、さらに、法施行令10条3項は、知事は、当該通知により、その者の障害程度に重大な変化が生じたと認めたときは、先に交付した手帳と引換えに、その者に対し新たな手帳を交付することができるとする。

イ ところで、法施行令10条1項の規定により、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、又は手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者は、知事に対し、手帳の再交付の申請をすることができるが、その場合の申請には、法15条1項及び3項に規定する医師の診断書・意見書を添付すべきことが定められており（法施行規則7条1項が準用する2条1項（令和5年厚生労働省令第127号による改正前のもの））、同条

項の趣旨からして、提出された診断書・意見書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

一方、本件のように、法施行令 10 条 3 項の規定による手帳の再交付の場合は、同条 1 項の規定により手帳の再交付を受けようとする者からの申請に基づくものではないが、その障害程度に重大な変化が生じたと認める知事の認定においては、やはり同様の医師の診断書・意見書に基づく判断を行うべきものと考えられる。

このことからすると、法施行令 10 条 3 項の規定による場合における手帳の再交付に係る障害程度の再認定について、処分庁が判断を行うに当たっては、市町村長からの法施行令 7 条の規定による通知及び上記医師の診断書・意見書の内容を基に、これを総合的に考慮して行われるべきものであると解される。

(2) 障害等級の認定

ア 等級表

法施行規則 5 条 1 項 2 号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条 3 項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに 1 級から 7 級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

なお、等級表のうち、本件障害に関するものとして、心臓機能障害に係る部分のみを抜き出してみると、以下の表のとおりとなる。

級 別	心 臓 機 能 障 害
1 級	心臓の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの
3 級	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの
4 級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

イ 東京都における規則と認定基準

東京都においては、手帳の交付申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、及びこれに該当する場合における障害の種類及び障害の程度（障害等級）についての認定審査を適切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成 12 年東京都規則第 215 号）を制定し、さらに当該規則 5 条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成 12 年 3 月 31 日付 11 福心福調第 1468 号。以下「認定基準」という。）を定めている。

そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙『障害程度等級表解説』のとおりとする。」と規定しており（同解説を、以下「等級表解説」という。）、手帳の交付申請に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

なお、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

2 本件処分の検討

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

- (1) 等級表解説では、心臓機能障害について、ペースメーカを植え込んだものについては、当該植え込みから3年以内に再認定を行うとしているところ（別紙2・第4・3・(4)）、請求人は令和2年9月16日にペースメーカを植え込んでいることが認められることから（別紙1・Ⅰ・④）、本件障害の程度を判断するに当たっては、同年10月22日の初回手帳交付時に用いられた植え込み直後の判断基準（別紙2・第4・3・(4)・ア）ではなく、再認定の際の判断基準（同・イ）に基づき行うことになる。

そして、身体活動能力におけるメッツの値が4以上である場合には、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」として等級表4級に該当する障害とされているところ（別紙2・第4・1・(3)及び同・3・(4)・イ・c）、本件診断書に、請求人の身体活動能力（運動強度）が4メッツと記載されていること（別紙1・Ⅱ・9）からすれば、本件障害の程度は、障害等級4級に該当するものと認められる。

また、本件診断書上、本件障害が、等級表解説の1級及び3級として定める心臓機能障害（別紙2・第4・1・(1)及び(2)）に該当する所見は認められない。

さらに、等級表解説では、診断書の「活動能力の程度」の欄と等級の関係について「イ又はウ」に該当する場合は、障害等級4級相当とされているところ（別紙2・第4・1の（注））、本件診断書において活動能力の程度は、「ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの」と記載されていること

(別紙 1・Ⅱ・6) からも、障害等級 4 級に該当するものと認められる。

- (2) 以上のとおり、本件診断書について、認定基準及び等級表解説に照らして総合的に判断すると、本件障害は、「社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」(4 級)として、障害等級 4 級と判断するのが相当である(別紙 2・第 4・1・(3)・ウ)。

したがって、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、障害等級の認定に係る総合判断は、上記 1・(1)・イに述べたとおり、医師の診断書・意見書の内容に基づいてなされるべきものであり、本件診断書の記載内容を総合して判断すれば、請求人の障害程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級 4 級と認定することが相当であることは上記 2 のとおりであって、本件処分における処分庁の判断は適切なものであると認められる。

したがって、請求人の主張には理由がない。

4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、手帳交付時の等級内容に関する説明の必要性について、以下付言する。

本件のような処分手続について改善を要するのは、処分(特に等級認定にかかる部分)の理由提示が判定基準に即して十分になされていない点である。近時の裁判例を踏まえると、手帳の交付を通じて処分決定を申請者に通知する場合であっても、等級認定にかかる部分に処分性が肯定されることからすれば、処分庁による処分の適正を確保し、申請者に事後の争訟準備に向けた検討情報を提供する趣旨からも、等級判定にかかる処分に際しては等級認定の結論だけでなく、判断過程にかかる説明が必要である。

少なくとも、手帳の更新に当たり従前より下位の等級で認定するなど、申請者が希望する等級とは異なる結果となることが明らかな場合には、手帳の交付とは別に、当該事案における等級認定にかかる理由を申請者に具体的に書面で説明することが不可欠である。これまでも東京都における行政不服審査において、手帳の交付に関して、等級認定に関する不服が数多く申し立てられているが、そうした申立てに共通する不服は、診断書に記載された内容と認定された等級との関係を

十全に理解することが困難であることに起因するものが多い。このような申請者が抱える不服や疑問を解消する上では、審査請求手続における弁明書や審理員意見書によって初めて等級認定の理由が明かされるのでは足りず、処分時（手帳交付時）に説明がなされる必要がある。

なお、等級内容に関する説明は、法や行政手続法から要請されることに鑑みれば、国から指示された書式等がないことは、上記説明を省略してよいことの理由とはならない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第１ 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙１及び別紙２（略）